また、従来より我が国の建設業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった建設生産の特性があるほか、重層的下請構造、中小零細企業の割合の高さ、請負契約により支払われる工事代金の支払時期や支払金額が様々である等の諸慣行といった特徴がある。また、近年では競争の激化に伴うダンピング受注やその就業形態への影響等が指摘されている。これらを背景として、不明確な雇用関係、臨時・日雇労働者への依存、労働災害の多発、労働条件の改善・労働福祉の立ち遅れ、適切な職業能力開発の機会の不足等の問題が存在しており、これらの問題への適切な対応については、関係省庁と連携を図りながら、今後も更に万全を期していく必要がある。

⑵　以上を踏まえ、「建設雇用改善計画（第八次）」においては、「高い意欲と能力を持つ建設労働者が安心して生活できる労働環境のための建設雇用改善を推進するとともに建設産業の将来を担う若年労働者の確保を図る」ことを課題とし、次の事項を最重点事項として、施策を推進していくこととする。

①　建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」（昭和51年法律第33号。以下「建設雇用改善法」という。）等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある労働環境づくりを図ること。

②　建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、教育訓練の共同的かつ広域的な実施を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行うことができるようにし、その職業能力を高めるとともに、技能の継承を図ること。

③　若年労働者の減少が今後深刻な問題となりうるとの懸念があることを踏まえ、これまで以上に若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高年齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。

④　建設事業主が建設業内外の新たな分野に進出することを支援するとともに、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営を確保することにより、現に雇用されている建設労働者の雇用の安定を図ること。

2　計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までとする。ただし、今後の建設業や建設業に係る施策の動向等を踏まえ、必要な場合は計画の改正を行うものとする。

Ⅱ　建設雇用等の動向

1　建設経済の動向

平成22年度の建設投資は、名目では前年度比3.5％減の40兆7,000億円であり、実質（平成12年度基準）では同5.9％減の38兆3,400億円程度となる見通しであり、実質ではピークの平成２年度から約54％の減少と見込まれている。

建設投資の動向を見ると、名目では、昭和59年度以降、主に民間投資の増加により前年度比プラスで推移し、平成４年度には84兆円に達した。その後、主に民間投資の減少により平成６年度及び平成７年度は80兆円を下回り、平成８年度に民間住宅投資の増加により一時的に80兆円台となってから減少傾向に転じ、平成19年度には40兆円台まで減少し、これ以降も引き続き減少傾向を示している。国内総生産（名目）に占める建設投資の割合も、昭和61年以降では平成２年度の18.1％をピークに低下しており、平成22年度は8.5％となる見通しである。

今後は、人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況等の制約がある中で、新規の公共事業を抑制せざるを得ない状況にあり、建設産業を取り巻く環境は、かつてないほど厳しい状況にある。

2　雇用者の動向

①　建設業の就業者数は、平成２年度以降の建設投資（実質）の減少の中でも増加を続けていたが、平成９年の685万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少に転じ、平成21年には517万人（全産業に占める割合は8.2％）となり、ピークの平成９年と比較して約25％の減少となっている。

また、過剰感を見ると、平成22年の建設投資額が、急激に増加し始めた昭和60年の水準以下まで減少しているものの、就業者数の減少幅は小幅に留まっており（昭和60年は530万人）、就業者の過剰感は高くなっている。

なお、建設技能労働者の就業者数は、平成９年の455万人をピークに減少に転じ、平成21年には342万人となっており、建設業就業者全体と同様の傾向で推移している。

②　雇用者数も同様の傾向を示しており、平成９年の563万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少に転じ、平成21年には422万人（全産業に占める割合は7.7％）となっている。

③　建設業における雇用者のうち、日雇労働者の占める割合は、平成21年で3.8％となっており、全産業の1.9％に比べてなお高い割合となっている。

④　雇用者数を事業所規模別に見ると、30人未満規模の小零細事業所に雇用されている者の割合は平成21年で65.4％（全産業に占める割合は30.2％）となっており、小零細事業所に雇用されている者の割合が高くなっている。

⑤　若年者の入離職の状況については、新規学校卒業就職者に占める建設業就職者の割合は、平成８年の8.4％をピークに下降傾向を示し、平成21年には4.0％となり、実数においても平成８年の半分以下の約２万９千人となっている。全産業における就業者の約8.2％を建設業における就業者が占めていることから、新規学校卒業就職者の建設業への入職は少ないと言うことができる。

建設業に入職した新規高等学校卒業者の入職３年後の離職率については、昭和60年以降では、平成４年３月卒業者の39.4％を底に、平成８年には50％を超え、平成18年３月卒業者の入職３年後の離職率は51.2％と、全産業より約８ポイント高い状況にある。

⑥　建設業における就業者に占める若年層（15～29歳）の割合は、平成元年の16.4％を底に上昇を続け、平成９年の22.0％をピークに再び下降に転じ、平成21年には12.8％となっており、全産業の17.8％に比べてやや低くなっている。

⑦　建設労働者の高齢化の状況については、建設業における就業者に占める高年齢層（55歳以上）の割合は、昭和53年以降上昇傾向にあり、平成21年には32.5％と、全産業の28.4％に比べてやや高くなっている。また、平成21年における建設労働者の平均年齢は43.7歳であり、全産業の41.1歳と比べるとやや高齢化している。

⑧　女性労働者の就業状況については、建設業における就業者に占める女性労働者の割合は、昭和60年以降では平成３年の16.7％をピークに低下し、平成21年には14.3％と、全産業の42.0％に比べてかなり低くなっている。また、技能労働者のみについても、建設技能労働者に占める女性技能労働者の割合は平成21年には2.3％となっており、全産業の22.9％に比べてかなり低くなっている。

3　建設技能労働者の需給動向

建設技能労働者の過不足状況については、全体的には平成10年から平成16年にかけて過剰の状況であったが、平成17年から平成20年にかけて不足の状況となり、平成21年以降は再び過剰とする企業が多くなっている。部門別に見ると、平成21年以降は、管理、事務及び運輸・通信部門で過剰の傾向にある。

また、建設技能労働者については、高齢化が進む一方、若年労働者が減少していることから、今後、不足することが懸念される。

4　労働条件の動向

①　労働時間の状況を見ると、平成９年４月１日からの週40時間労働制の全面適用を経て、建設業における規模５人以上の事業所の１人当たりの年間総実労働時間は、平成10年に2,009時間となって以降上昇に転じ、平成19年では2,065時間となり、平成21年には2,028時間まで下落したものの、全産業の1,733時間と比べるとかなり長時間労働となっている。